

特殊詐欺被害の未然防止に向けた ATMの取引制限について

当組合では、特殊詐欺の多様化と三重県警察からの要請を踏まえ、一部の方を対象にATMにおける取引のご利用を制限させていただきます。

本取組は、ご高齢の方を狙ったキャッシュカードの騙し取り等による特殊詐欺が増加するなか、被害の未然防止の観点から実施するものです。

対象となる方にはご不便をおかけいたしますが、大切な貯金をお守りし、安心して当組合をご利用いただくための取組となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



1.今回対象となる方

令和4年12月31日時点で普通貯金口座をお持ちの満70歳以上の個人の方で、口座残高10万円以上かつ過去1年間ATMでの“入出金・振込・振替”的ご利用がない、キャッシュカード発行済の方。

※取引制限は口座単位になります。

2.制限内容

ATMでの“出金・振込・振替”がご利用いただけなくなります。

対象となる方が、令和5年1月1日以降にATMにてお取引いただいた場合でも制限対象とさせていただきます。

※県外JAのATM・他行ATM・コンビニATMでのお取引を含みます。また、お取引にはキャッシュカード・通帳のいずれも含みます。

※窓口では通常どおり全てのお取引がご利用いただけるため、対象の方は窓口をご利用ください。

3.開始時期

令和5年4月26日（水）

4.その他

本取組の対象となる方で、ATMの利用制限を希望されない場合は、最寄りの店舗へお問い合わせください。

